**負傷原因について**

負傷原因の記載については、まず記載の内容を検討するより前に、

『何故負傷原因が必要なのか』

を理解する必要があります。では、『必要な理由』は何でしょうか。その理由は以下の通りです。

『柔道整復師の施術は急性又は亜急性の外傷であり、この範囲を療養費の支給対象とする』ため、その支給要件当てはまることを証明する必要があり、その証明が負傷原因であること

上記において、解釈が必要となるのは『急性』・『亜急性』・『外傷』になります。この中において、最初に考えるべきは『外傷』の定義となります。勿論、この定義自体は一意に定まっているわけではないですが、『療養費の支給対象としての定義』ですので、基本的には保険者側の定義となります。よって

『物理的外力により負傷したもの』

となります（前述しましたがこれが正しい『定義』ということではないです）。次に、『急性』・『亜急性』の定義になりますが、これが問題となります。柔道整復師は、国家資格を得る際に当然これに対しての解釈を得ているはずで、その解釈は

『急性』→『亜急性』→『慢性』

という、『負傷の仕方・経緯』による区別を定義としますが、一方保険者側は、

『急性』→『亜急性』→『陳旧性』

という、『負傷した日』による区別を定義とします。よって、よく柔道整復師が原因に使用する『亜急性的に負傷』は保険者としてはありえないことになります。

さて、保険者が『負傷した日』を基準としていることを前提と上で『急性』・『亜急性』の定義がどうなるかというと、

『急性』：負傷日から治療（施術）開始日までの間が７乃至１０日いないのもの

『亜急性』：負傷日から治療（施術）開始日までの間が１月以内のもの

となります。従って、

『陳旧性とは負傷日から治療（施術）開始日までの間が１月を超えるもの』

となります（但し、これらについても全保険者がこの認識であるということを保証するものではないですし、１月と１日だったら絶対ダメということではないです。あくまで目安です）。

上記からわかるように保険者側の定義としては、

『物理的外力により１月以内に負傷したもの＝療養費の支給対象』

となります。ここで１つ注意しなければならないのは、『一定の期間内に負傷したことが分かっている』ことが前提（そうでない場合、『１月以内の負傷』かどうかわからないことになるので）ですので、少なくとも『何時負傷したのか』は分かっていることになります。

ここまでが前提となりますので、ここから『負傷原因』そのものの解説となります。

まず、負傷原因の必要性については、前述の通り、

『物理的外力により１月以内に負傷したもの＝療養費の支給対象』であることを証明するため

に必要だということになります。では、どのように記載したものが証明たり得るのかというと、例えば、

『５／５歩行中に荷重がかかって負傷』

と記載して、上記の証明を満足しているといえるでしょうか。答えは当然『否』となります。確かに日付が特定されていますので、６／４迄に初検であれば、『急性または亜急性』となりますし、『荷重がかかって』とありますので、『物理的外力』により負傷しているのも明らかですので一見支給要件は満たしています。が、実はこの原因においては、『５／５』が本当に負傷日なのかが特定できないことが『否』となる理由です。

例えばこれが、

『内科的要因により１月間ベッドで寝ていて、降りて歩行しようとした際、荷重がかかって負傷』

であれば、『歩行することがすでに日常上ではない状態』で『ベッドから降りた際に負傷した』ことが特定できますので、原因として『正当』となりますし、

『歩行中、地面の凹凸に足を取られた際、そのまま荷重かけて負傷』

であれば、『地面の凹凸に足を取られる』ことは『日常でなく』、負傷したきっかけも『足を取られたこと』と特定できますので原因として『正当』となります。では、次の場合はどうでしょう。

『５／５野球をしていた際捻って負傷』

この場合、『野球』自体が普通（プロでもない限り）『日常』とは言えませんので、何時したのかは特定できますし、『捻って負傷』とありますので『物理的外力』により負傷していますのでこれも一見支給要件は満たしています。が、やはりこの原因も要件を満たしているとは言えないので、答えは『否』となります。では何が問題なのでしょうか。それは、

負傷部位が肘乃至その近辺であれば『野球肘』・腰乃至その近辺であれば『腰部椎間板ヘルニア』に代表されるような『慢性の外傷』（いかなる部位を算定したとしても同様なことが言えます）とどう違うのかの鑑別する根拠がない

ことが最大の理由になります。そもそも『外傷』といえども、『慢性か否か』は『負傷した日』による区分けとは別な概念による区分けですので支給要件を満たしません。また、『捻る』・『荷重をかける』・『筋を収縮させる』ことはスポーツ（日常でも同じですが）をしていれば常に行っていることで、これを理由とするには無理があります。少なくとも、

『５／５野球をしていてボールをダイビングキャッチした際、手を地面について捻って負傷』

程度の情報はないと『慢性の外傷』との鑑別ができません。

つまり、負傷原因において重要なのは、動作そのものはではなく、負傷に至るトリガーとなる動作、つまり『どうなって負傷したのか』が一番重要ということになります。

療養費の支給基準上は、

『いつ、どこで、どうして』負傷したのか

となりますが、これを詳細にすると

『いつ、どこで、なにをしていて、どうなって（これがトリガー）』負傷したのか

となりますので、これを意識して原因の記載を行ってください。